

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和5年度農林水産関係予算のポイント －食料安全保障の強化に向けて－
著者 / 所属	軽込 秀行 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	453号
刊行日	2023-2-8
頁	137-147
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230208.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和5年度農林水産関係予算のポイント

— 食料安全保障の強化に向けて —

軽込 秀行

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

令和5年度農林水産関係予算の総額は2兆2,683億円で、前年度とほぼ同規模となり、一体として編成された令和4年度第2次補正予算と合わせて3兆円超の規模となった。ロシアによるウクライナ侵略の影響によって、原油価格が高騰し、食料・飼料・肥料原料の安定供給が滞るなど、世界規模で不確実性が高まる中、政府は、食料安全保障の強化を中心に「農林水産政策の4本柱」を立て、政策展開に必要な予算を措置・計上している。

食料安全保障の強化のため、生産資材の国内代替転換等を進めるとし、肥料の国産化・安定供給の確保や国産飼料の供給・利用拡大等のために必要な予算が措置・計上されている。また、海外依存度の高い麦・大豆等の生産拡大等のために、畑地化促進、米粉の生産・利用拡大のための事業などが予算措置されている。さらに、輸出促進のため、輸出額2兆円目標の前倒し達成に向けて、品目団体を中核とした品目ごとの売り込みの強化、育成者権管理機関の取組支援などが予算措置されている。

政府は、農政の基本法である食料・農業・農村基本法について、令和5年度中の改正案の国会提出も視野に、検証・検討を加速化しており、「農林水産政策の4本柱」の実効性ととも、その動向が注目される。

1. はじめに

令和5年度農林水産関係予算（以下「5年度予算」という。）は、政府の予算編成の基本方針¹に基づき、第210回国会（臨時会）で成立した令和4年度第2次補正予算（以下「4年度第2次補正予算」という。）と一体として編成された。

政府は、食料安全保障の強化を政策の中心に位置付けて、5年度予算及び4年度第2次補正予算において、政策展開に必要な予算を計上している。

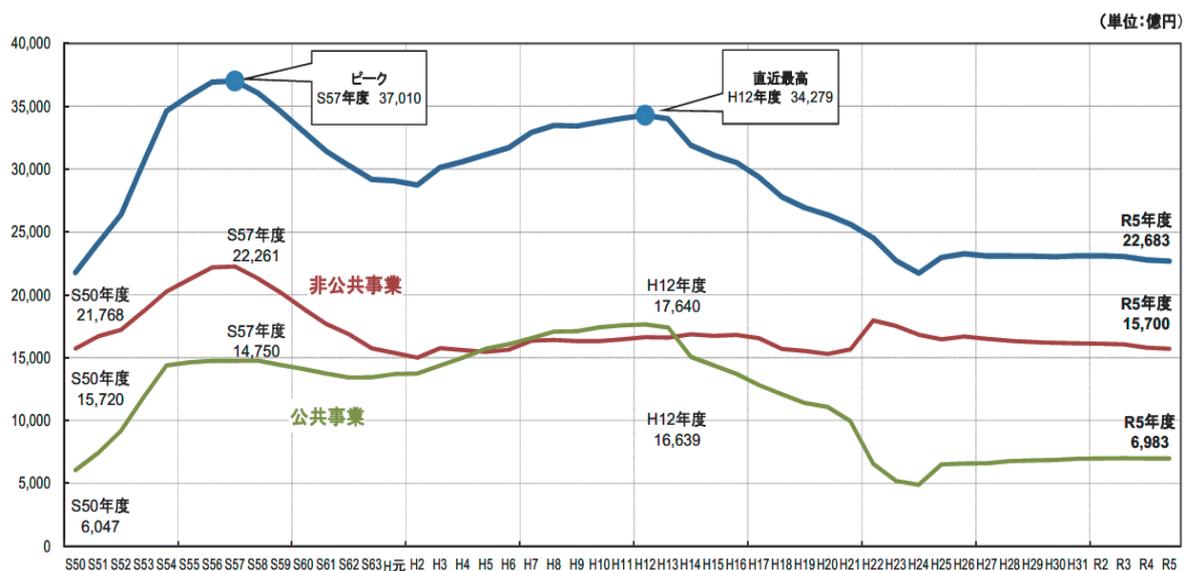
¹ 「令和5年度予算編成の基本方針」（令4.12.2閣議決定）

本稿では、5年度予算の概要、農林水産政策の方向性を示す政府の決定等を紹介し、政策の柱に即して5年度予算のポイントを紹介する。なお、必要に応じて、4年度第2次補正予算についても言及する。

2. 5年度予算の概要

5年度予算の総額は2兆2,683円となった。内訳は公共事業費が6,983億円、非公共事業費が1兆5,700億円である。前年度との比較では、公共事業費が3億円増、非公共事業費が97億円減、総額で94億円減となった。平成25年度以降、おおむね同規模で推移している（図表1）。

図表1 農林水産関係予算の推移



(出所) 財務省「令和5年度農林水産関係予算のポイント」より抜粋 (令和4年12月)

一体として位置付けられる4年度第2次補正予算の総額は8,206億円、内訳は公共事業費が3,191億円、非公共事業費が5,016億円である。5年度予算と4年度第2次補正予算を合わせて3兆円超と前年度(4年度予算と3年度補正予算の合計)と同様の規模となる。

3. 農林水産政策の方向性

農林水産政策の方向性を示す令和4年度における政府の決定等の概略を図表2にまとめた。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残る中、ロシアによるウクライナ侵略等も加わり、原油価格が高騰するとともに、食料・飼料・肥料原料の安定供給に支障が生じるなど、世界規模で不確実性が高まることとなった。そのような背景の下、経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)において、食料安全保障を強化し、農林水産業の持続可能な成長を推進する方針が掲げられた。骨太の方針の内容を踏ま

えて「農林水産業・地域の活力創造プラン」²が改訂された。政府は、①食料安全保障の強化、②スマート農林水産業等による成長産業化、③農林水産物・食品の輸出促進、④農林水産業のグリーン化を農林水産政策の4本柱に位置付けて、施策を展開していくこととしている。

図表2 農林水産政策の方向性を示す政府の決定等（令和4年度）

時期	政府の決定等		内容（農林水産関係）
R4.4.26	関係閣僚会議 ^{注1} 決定	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」	肥料、飼料、食品原材料の価格高騰対策、国産材への転換対策等 →令和4年度予備費751億円で措置（予備費使用の閣議決定はR4.4.28）
R4.6.7	閣議決定	経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）	国際環境の変化への対応の一つとして、食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進（食料安定供給・みどり戦略・輸出促進・スマート農林水産業）
R4.6.21	本部 ^{注2} 決定	農林水産業・地域の活力創造プラン改訂	食料安全保障強化に向け「食料安全保障の確立」を章として独立化等 ※同本部において、岸田総理は、食料安全保障等の施策を4本柱とし、本部を「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組し体制を強化することを指示。
R4.9.9	本部		食料・農業・農村基本法について、総合的な検証、見直しに向けた検討を開始する方針が示される。
R4.10.28	閣議決定	物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策	危機に強い食料品供給体制の構築、食料安全保障の強化等 →第210回国会（臨時会）において、4年度第2次補正予算が11月21日に提出され、12月2日に成立
R4.12.27	本部決定	食料安全保障強化政策大綱	食料安全保障の強化のための重点対策と主要施策、新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策（スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出の促進、農林水産業のグリーン化）

注1 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議

注2 農林水産業・地域の活力創造本部

（出所）農林水産省資料等を基に筆者作成

4. 5年度予算のポイント

（1）食料安全保障の強化

² 平25.12.10農林水産業・地域の活力創造本部において、農林水産政策改革のグランドデザインとして決定。その後、数次にわたり改訂が行われている。

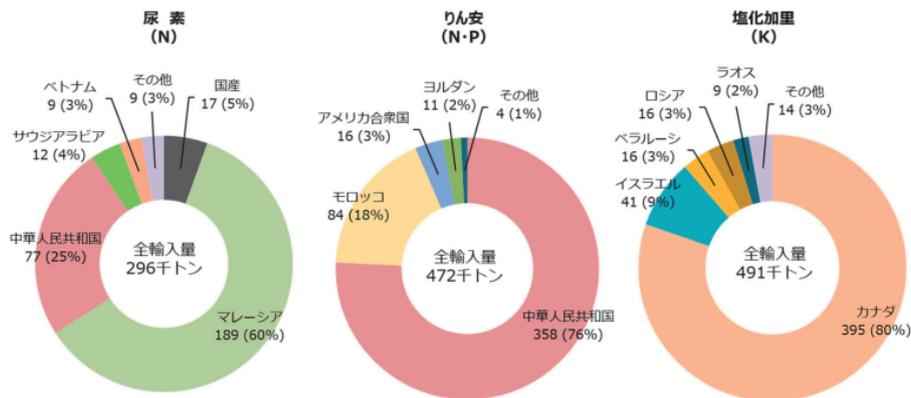
食料安全保障の強化に向けた対策として、5年度予算で283億円を計上し、4年度第2次補正予算で1,642億円を措置している³。

ア 生産資材の国内代替転換等

(ア) 肥料の国産化、安定供給確保に向けた対策

日本は、主な化学肥料の原料⁴を限られた相手国からの輸入に依存している(図表3)。

図表3 化学肥料原料の輸入相手国、輸入量(令和3年7月～令和4年6月)



※ 資料：財務省「貿易統計」等を基に作成(令和3年7月～令和4年6月)

(出所) 農林水産省「肥料をめぐる状況について」(令和4年10月)より抜粋

世界的な穀物需要の増加、原油・天然ガスの価格上昇等により、肥料原料の国際価格が上昇している中、令和3年10月頃から中国が肥料原料の輸出検査を厳格化し、肥料原料の輸入が停滞している。このような状況を受け、政府は、肥料原料の調達国の多角化、備蓄など安定確保体制の構築、堆肥等の国内資源の有効活用といった対策を進めている。

肥料原料の備蓄に関する取組としては、令和4年12月20日、経済安全保障推進法⁵に基づく「特定重要物資⁶」として肥料を含む11物資が指定され、これを受けて、農林水産省は12月28日、「肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針」を公表した。特定国からの肥料原料の供給量が減少し、需給がひっ迫した場合も肥料生産を継続し得る環境を構築するため、主要な肥料原料の備蓄に取り組む事業者への支援を通じて、令和9年度までに、年間需要量の3か月分に相当する数量を恒常的に保有する体制を構築することとしている。

4年度第2次補正予算においては、化学肥料の安定供給のため、備蓄原料の保管料等の支援、備蓄用保管施設の整備費の支援を行う「肥料原料備蓄対策事業」に160億円が措

³ 農林水産省の全ての施策が食料安全保障に関連するという一面があり、特に5年度予算の283億円は大臣折衝による積増し額であるため、本項目で取り上げる施策には、これら金額の枠外のものも含まれている。

⁴ 尿素、りん安(りん酸アンモニウム)、塩化加里(塩化カリウム)

⁵ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)

⁶ 経済安全保障推進法においては、国民の生存に必要な不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしている。

置されている。

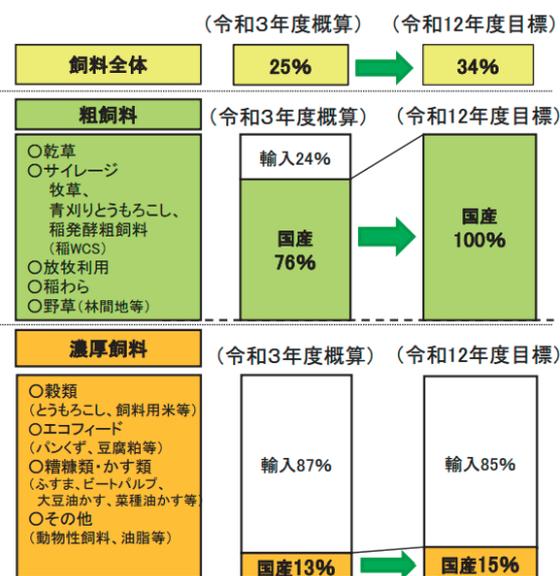
また、国内資源の有効活用に関する取組としては、下水汚泥を肥料として活用する取組が進められている。令和4年9月9日の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、岸田総理から農林水産省に対し、下水道事業を所管する国土交通省等と連携して、下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大によって、肥料の国産化・安定供給を図るよう指示があった。その後、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」において検討が進められ、令和4年12月23日、下水汚泥の肥料利用の拡大に向けた関係者の取組の方向性として、肥料の公定規格の在り方の検討などが提起されている。

4年度第2次補正予算において、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内肥料資源の活用を推進するため、堆肥等の高品質化・ペレット化など広域流通に必要な施設整備等を支援する「国内肥料資源利用拡大対策等」に100億円、国内資源を有効活用し肥料利用するための技術開発・実証を推進する「ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証」に10億円が措置されている。

(イ) 国産飼料の供給・利用拡大等

日本の飼料自給率⁷は25%（令和3年度概算）であり、このうち粗飼料自給率は76%、濃厚飼料自給率は13%となっている（図表4）。中国の需要増加、ロシアによるウクライナ侵略、原油価格の高騰、円安等の影響を受けて、飼料価格は急激に高騰している。飼

図表4 飼料自給率の現状と目標



(出所) 農林水産省「飼料をめぐる情勢」
 (令和5年1月) より抜粋

料費が畜産経営コストに占める割合は高く、価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響は大きい。政府は、稲作農家と畜産農家の連携への新たな支援策の創設など、国産飼料の供給・利用拡大等を促進している⁸。

4年度第2次補正予算においては、「飼料自給率向上総合緊急対策」に120億円（所要額⁹）が措置されている。内訳は、①耕種側の地域農業再生協議会¹⁰等と畜産側の農協等が協議会を構築し、長期（3年間）利用・供給契約を締結する場合に支援を行う「耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業」に30億円が、②防除の難しい難防除雑草の駆除技術の実証等の支援や国産粗飼料の新たな広域流通を行う取組等に対する支援を行う「国産飼料

⁷ 畜産物に仕向けられる飼料が、国内でどの程度賄われているかを示す指標。

⁸ 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令4.10.28閣議決定）、「食料安全保障強化政策大綱」（令4.12.27食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）

⁹ 基金と合わせた所要額。

¹⁰ 経営所得安定対策等の実施に必要な現場における推進活動や要件確認等を行う地域段階の事業実施主体であり、市町村、農業協同組合、農業者の代表、農業共済組合、農業委員会などの農業関係者で構成する協議会。

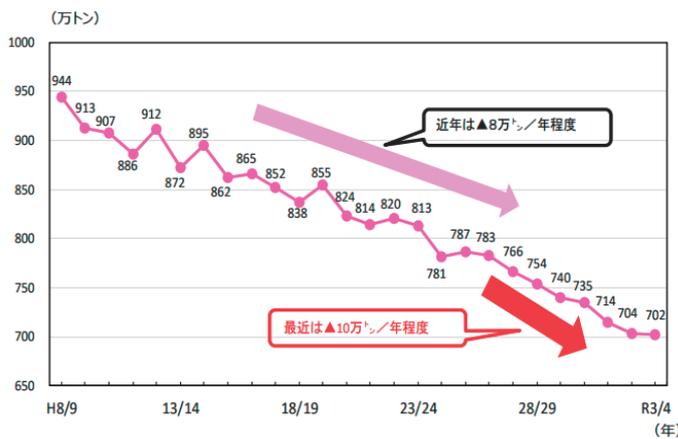
の生産・利用拡大事業」に30億円が、③飼料増産に必要な施設・機械の導入のための優先枠を措置する「畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）」に60億円（所要額）がそれぞれ措置されている。

イ 輸入原材料の国産転換、海外依存度の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大等

（ア）水田の畑地化、麦・大豆等の本作化の促進

主食用米の需要量は減少傾向にあり、最近では年間10万トン程度の減少が継続している（図表5）。政府は麦、大豆等の需要のある作物への作付転換を進めている。また、食料

図表5 主食用米の需要量の推移



（出所）農林水産省「米をめぐる状況について」（令和4年12月）より抜粋

安全保障の強化に向けた対策を進める中、輸入依存穀物（小麦・大豆・とうもろこし等）の増産、米粉の需要拡大、米粉製品の開発といった対策も進められている。

5年度予算及び4年度第2次補正予算においては、米に関連する事業の見直しが進められている。

従来、高収益作物に力点が置かれていた水田の畑地化について、高収益作物以外の麦、大豆等の畑作物も支援対象に加えてその定着等を図る取組を支援するため、5年度予算に「畑地化促進助成」22億円

が計上、4年度第2次補正予算に「畑地化促進事業」250億円が措置されている。これらの支援において、水田活用の直接支払交付金の対象からの除外を条件に、新たに麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、そば等の畑作物を対象に加えて、10a当たり2万円を5年間支援するとともに、令和5年度の取組に対して10a当たり14万円を助成する。また、作付転換を定着させていくためには、農地利用を団地化して生産性を高める必要があるとして¹¹、地域農業再生協議会における団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に要する経費として、1協議会当たり上限300万円を支援する等の措置を講じている。

水田の転作助成の一つであった「水田リノベーション事業」についても見直しが行われた。新市場開拓用米、加工用米については、「水田リノベーション事業」とは別の枠組みによる支援（後述「コメ新市場開拓等促進事業」で同様の支援）とし、畑作物に対する後継的な同様の支援として、4年度第2次補正予算で「畑作物産地形成促進事業」に300億円が措置されている。

同事業においては、令和5年産の麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこしを対象とし、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に

¹¹ 『農業協同組合新聞』（令4.12.10）

向けた取組を行う場合に、10a当たり4万円を交付する。令和6年度に畑地化に取り組む場合には、10a当たり5,000円加算されるなど、水田の畑地化に結び付けていくための措置が加わっている。

米の転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」は、2,918億円が計上されており、前年度との比較では132億円減となっている。同交付金の戦略作物助成のうち、飼料米について、現在は一般品種と多収品種を区別せずに、収量に応じて10a当たり5.5万円～10.5万円を助成しているが、農林水産省は、一般品種への助成を令和6年度から段階的に引き下げの方針¹²を決定した。背景には、一般品種の場合、飼料用に転換しても主食用に戻りやすいとの問題意識があり、同省は転換後の定着を重視し、「多収品種を基本とする本来の支援体系」に転換するとしている¹³。

このように、5年度予算、4年度第2次補正予算において、農林水産省は、水田の畑地化を進める施策を打ち出している。一方、従来から、水田が持っている水源涵養の機能などの多面的機能も重視されてきた。5年度予算においては、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する「多面的機能支払交付金」に、昨年と同規模の487億円が計上されている。水田の畑地化の推進と多面的機能の維持の考え方をどのように整理していくのか注目される。

（イ）米粉の生産・利用の拡大支援

政府は、主食用米の需要が年々減少する中で、米の消費拡大の取組の一環として、米粉の普及を進めている。また、食料安全保障の強化に向けた対策を進める中、持続可能な食料供給の仕組みを構築する方策の一つとして、国内生産が可能な米粉の生産・利用の拡大に向けた支援の充実を図っている。

5年度予算において、新たに「コメ新市場開拓等促進事業」に110億円が計上された。米粉用米（パン・めん用の専用品種）に対して、10a当たり9万円を交付する。米粉用米については、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成においても収量に応じた交付が行われるものとなっているが、農林水産省は、米粉用の専用品種について「必ずしも多収性ではなく、新規に栽培する場合も考えると収量を稼ぐのは難しい面がある」とし¹⁴、収量に寄らない支援を設けた。

また、4年度第2次補正予算において、米粉の商品開発等に対する支援、米粉製粉・米粉製品製造能力強化等に対する支援を行う「米粉の利用拡大支援対策事業」に140億円を措置している。

（2）スマート農林水産業等による成長産業化

スマート農業とは、ロボット、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用する農業のことである。無人で自動走行するトラクターによる耕うん整地、

¹² 令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

¹³ 『日本農業新聞』（令4.12.3）

¹⁴ 『日本農業新聞』（令4.12.30）

農業用ドローンを活用したりリモートセンシングに基づく施肥、クラウドシステムによる生産情報の共有など、様々な技術の実用化に取り組んでおり、農業の担い手不足等の解決に寄与することが期待されている。

農林水産省は、スマート農業の導入効果を明らかにすることを目的とした「スマート農業実証プロジェクト」を令和元年度からこれまで全国205地区で展開している。また、スマート農業の現場実装を進めるために必要な施策を取りまとめた「スマート農業推進総合パッケージ」を令和2年10月に策定し、実証プロジェクトで明らかになった課題等を踏まえて、令和4年6月に改訂を行っている。

5年度予算において、スマート農業の社会実装加速化のための技術開発・実証や普及のため環境整備を支援する「スマート農業の総合推進対策」に12億円が計上された。4年度第2次補正予算においては、戦略的スマート農業技術の開発・改良、実証・実装を支援する「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」に44億円が措置されている。

また、政府は「2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている」という目標を掲げており¹⁵、5年度予算において、スマート農機のシェアリング等を行う農業支援サービスの育成を支援する「農業支援サービス事業育成対策」に3,000万円が計上された。4年度第2次補正予算においては、農業支援サービスの事業者のスタートアップ支援、スマート農業機械等導入支援等を行う「農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策」に12億円が措置されている。

（3）農林水産物・食品の輸出促進

政府は、国内の市場が縮小する中、人口増加・所得向上により市場が拡大する海外への販路を拡大し、農林漁業者の所得向上を図ることを目的とし、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ¹⁶、その中間目標を令和7年度までに同輸出額2兆円と設定している¹⁷。政府は、令和2年12月に農林水産業・地域の活力創造本部で策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」等に基づいて輸出強化に取り組み、令和3年には農林水産物・食品の輸出額が初めて1兆円を突破した。令和4年は、1月～10月の農林水産物・食品の輸出額が1兆1,218億円で対前年同時期比15.3%増となり、前年（令和3年）より1か月早く1兆円に到達した。円安の進行で日本産品に割安感があり、贈答用・家庭用などの需要開拓が進んだとの分析もある¹⁸。来年以降、円安を活かした輸出額2兆円目標の前倒し達成に向けた取組の加速化を行うこととしている。

5年度予算において、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等の取組を支援する「2030年輸出5兆円目標の実現に向けた『農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略』の実施」に109億円が計上され、4年度第2次補正予算にお

¹⁵ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令4.6.21農林水産業・地域の活力創造本部改訂）

¹⁶ 「食料・農業・農村基本計画」（令2.3.31閣議決定）

¹⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令2.7.17閣議決定）及び「成長戦略フォローアップ」（令2.7.17閣議決定）

¹⁸ 『日本農業新聞』（令4.12.6）

いては426億円が措置されている。

ア 農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）を中核とした品目ごとの売り込み強化

令和4年5月に成立し、同10月に施行された「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」によって、輸出重点品目¹⁹ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づいて、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）」として認定し、支援する制度が創設された。品目団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究、商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定等の業務を行うこととされており、令和4年12月5日までに7団体（15品目）が認定されている。輸出に取り組む事業者が個別に海外の市場調査等を行う負担を軽減すること等が期待されている。

5年度予算において、品目団体等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援する「品目団体輸出力強化支援事業」に9億円が計上された。4年度第2次補正予算においては、品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や販路拡大等、早急な業界全体の輸出力強化に向けて行う取組を支援する「品目団体輸出力強化緊急支援事業」に42億円が措置されている。

イ 知的財産の保護管理

近年、我が国で開発された優良な植物品種の海外への無断流出が問題となっている。農林水産省は、平成28年頃に流出したシャインマスカットについて、一般的な許諾契約ベースで年間100億円以上の損失が発生しているとの試算をまとめている。

令和2年に改正された種苗法によって、登録品種の海外持ち出し制限が可能となったが、公的機関、個人育種家等の育成者権者は、知的財産権を管理する体制や予算が限られるため、自ら海外での侵害に対応することは非常に困難である。令和4年7月、農林水産省の「海外流出防止に向けた農産物の知的財産管理に関する検討会」は、育成者権者の意向を踏まえ、専任的に知的財産権を管理し、ライセンスや侵害の監視・対応を行う「育成者権管理機関」を設置すべきとの中間論点整理を公表した。その後、同検討会は、同年12月に「我が国における育成者権管理機関のあり方について」を公表した。その中で、育成者権管理機関は株式会社や一般社団法人等の法人とすることが適当であるとし、法人の設立に向けて、農研機構²⁰を中心に関係者が連携し、令和4年度中に準備体制を整備し、令和5年度に業務の基盤を整えながら、早期の法人設立を目指すことが現実的であると提言した。設立される育成者権管理機関が、国内外における育成者権の保護・活用を図る仕組みとなるか注目される。

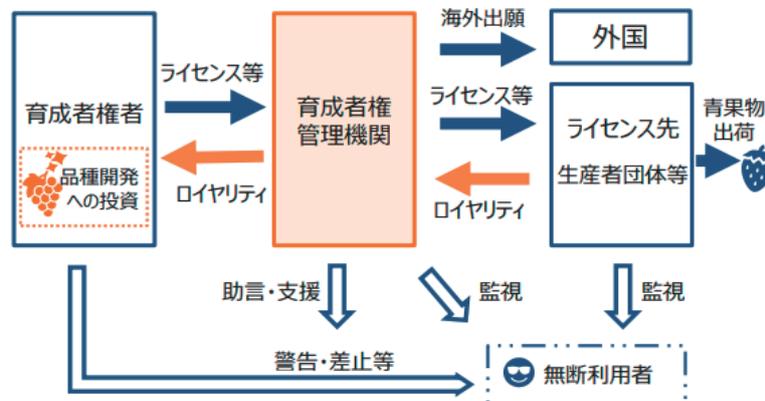
5年度予算において、育成者権者に代わって行う海外における品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関が行う取組を支援する「育成者権管

¹⁹ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略において、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目として選定されたもの。令和4年12月5日に改訂された同戦略において錦鯉が追加され、29品目となった。

²⁰ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

理機関支援事業」に3億円が計上された。

図表6 育成者権管理機関のイメージ



(出所) 農林水産省「育成者権管理機関支援事業」(令和5年度農林水産予算概算決定の主要項目)より抜粋

(4) 農林水産業のグリーン化

国内外で重要性が高まっている地球環境問題やSDGsに適切に対応し、持続的な食料システムを構築することが急務とされている。政府は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するために策定された「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定)(以下「みどり戦略」という。)に基づいて、取組を強力に推進していくとしている。令和4年4月、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置を講じた「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(以下「みどりの食料システム法」という。)が成立し、7月から施行されている。また、令和4年6月、みどり戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標としてのKPI 2030年目標が新たに決定された。主な2030年目標として、化学農薬使用量(リスク換算)10%低減(2050年目標では50%低減)、化学肥料使用量20%低減(2050年目標では30%低減)などが掲げられている。

みどり戦略のKPIの達成に向けて、5年度予算及び4年度第2次補正予算において、複数の関連事業が設けられている。

5年度予算においては、「みどりの食料システム戦略推進総合対策」に7億円が計上された。同事業では、地域の特色ある農林水産業や資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出する「みどりの食料システム戦略推進交付金」に4億円、環境負荷低減の取組の「見える化」等のフードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの支援に3億円が計上されている。また、4年度第2次補正予算においては、「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」事業を含む「みどりの食料システム戦略緊急対策事業」に30億円が措置されている。

みどりの食料システム法に基づく都道府県の基本計画は、令和5年3月までに策定され

る予定となっている²¹。5年度予算及び4年度第2次補正予算においては、みどりの食料システム法に基づく計画認定者²²等を上述した「みどりの食料システム戦略推進交付金」等の事業採択時に優遇し、基本計画の推進を支援するとしている。

5. おわりに

政府は、5年度予算を閣議決定した後、令和4年12月27日、食料安全保障の強化を中心とした「農林水産政策の4本柱」の主要施策を「食料安全保障強化政策大綱」として取りまとめた。同大綱は、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策と生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策の2つを重点対策としている。影響緩和対策については、4年度第2次補正予算において配合飼料、燃料・ガスの価格高騰への対策等が講じられているが、本稿においては、主に構造転換対策に関する予算のポイントを取り上げた。5年度予算は、食料安全保障の強化等を重点事項に掲げて編成されたが、予算の規模は前年度と同程度であり、構造転換の実現に向けた施策の内容は、従前の取組の延長線上にあるという見方もできる。

政府は、農政の基本法である食料・農業・農村基本法について、令和5年度中の改正案の国会提出も視野に、食料・農業・農村政策審議会に検証部会を設けて、検証・検討を加速化している。そして、令和5年6月を目途に、食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめるとしている。

食料・農業・農村基本法は、平成11年に成立し、同法に基づく食料・農業・農村基本計画において食料自給率の目標が掲げられたが、現在まで達成されていない。食料自給率の向上など、目に見える効果が得られるか、「農林水産政策の4本柱」の実効性ととも、食料・農業・農村基本法の改正に向けた動向が注目される。

(かるこみ ひでゆき)

²¹ 令和4年10月に公表した滋賀県をはじめ、令和4年12月までに4道県が公表している。

²² 環境負荷の低減に取り組む者の計画を都道府県知事が基本計画に照らして認定し、税制・融資等の支援が講じられる。